様式第2号（第6条関係）

豊後大野市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業誓約書

豊後大野市長 　様

豊後大野市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業により、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けるに当たり、下記の事項を誓約します。

記

1 飼い主のいない猫で間違いないこと。

2 耳先カット措置を実施すること（オス 右耳、メス 左耳）

3 猫の体調不良等により動物病院が手術を中止した場合、要した費用の全額を自らの負担とすること。

4 手術及びそれに伴う処置の実施により生じた事故等について、獣医師及び市長の責任は問わないこと。

5 手術を受けさせる飼い主のいない猫が既に手術済みであることが判明した場合、耳先カットを行うこと。

6 手術後に飼い主が判明した場合、生じた紛争等には飼い主と自らの間で処理すること。

7 手術後は、完全室内飼育できる環境で終生飼養できる飼い主を探し、引き渡すよう努めること。

8 手術後に飼い主のいない猫を元の生息場所に戻す場合は、活動状況等地域の理解を得るとともに、近隣に迷惑が及ばないよう終生にわたり餌、ふん尿等の適正な管理に努めること。

9自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しないこと。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員が役員となっている団体

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

10　9の（1）から（8）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。

11　9及び10の事項について市が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾すること。また、照会で確認された情報は、今後、申請者（補助対象者）が豊後大野市と行う他の契約における確認に利用することに同意すること。

年　　　月　　　日

申 請 者

住　所　豊後大野市　　　　町

氏　名　（団体名及び代表者氏名）